

## 4. 高齢者の福祉

4-4

### 寝たきり高齢者へのサービスは？

心身の機能が低下するなどして長期間床についていて、日常生活で介護を必要とする状態を「寝たきり」と言います。名古屋市では寝たきり高齢者向けに以下のサービスを行っています。（介護保険によるサービスについては「3. 介護保険」の各項目をご参照ください。）

●高齢者日常生活用具の給付

火災報知機、自動消火器、電磁調理器を給付します。費用の自己負担があります。

お問合せは、**西区役所福祉課福祉係** TEL.(052)523-4598  
支所管内にお住まいの方は、**山田支所区民福祉課福祉係** TEL.(052)501-4975

●在宅要介護高齢者等寝具貸与事業

要介護4以上の認定を受けている在宅の方を対象に、布団、毛布パジャマ等、寝具を貸与します。（世帯の所得制限があります。）

お問合せは、**西区役所福祉課福祉係** TEL.(052)523-4598  
支所管内にお住まいの方は、**山田支所区民福祉課福祉係** TEL.(052)501-4975

●家族介護慰労金の支給

要介護4以上の認定を受けている在宅の方で、介護保険サービスを一年以上受けていない方（短期入所は除く）を現に介護している同居家族の方を対象に、年10万円の慰労金を支給します。（世帯の所得制限があります。）

お問合せは、**西区役所福祉課福祉係** TEL.(052)523-4597  
支所管内にお住まいの方は、**山田支所区民福祉課福祉係** TEL.(052)501-4975

●所得税・市県民税の障害者控除

納税義務者本人、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族等が6か月以上寝たきりで、食事・排泄等日常生活に支障がある場合、特別障害者控除の制度があります。

証明についてのお問合せは、**西区役所福祉課福祉係** TEL.(052)523-4597  
支所管内にお住まいの方は、**山田支所区民福祉課福祉係** TEL.(052)501-4975

●在宅寝たきり訪問歯科診査（40歳以上が対象）

希望者を対象に年1回歯科医師による訪問診査、保健指導を無料で行います。

お問合せは、**西保健所保健予防課** TEL.(052)523-4617

●福祉給付金の資格者証の交付（区役所保険年金課）

70歳以上で3ヵ月以上寝たきり又は認知症が継続している方などを対象に、医療費の保険診療による自己負担額の助成をします。（所得制限があります。）

お問合せは、**西区役所保険年金課保険係** TEL.(052)523-4545  
または、**山田支所区民福祉課福祉係** TEL.(052)501-4935